

◎倉敷管弦楽団の用務で自家用車を使用した場合の車賃について

平成29年1月9日

団員総会申し合わせ

本楽団の用務で自家用車を使用した場合の車賃については、次のとおり取り扱う。

1 この申し合わせにおいて、車賃の意義は次のとおりとする。

- ① 自家用車の燃料等に係る費用
- ② 自家用車の有料道路等の通行に係る費用
- ③ 自家用車の駐車に係る費用
- ④ その他役員会において適当と認められた費用

2 次の用務で自家用車を使用した場合は、楽団から車賃を支給することができる。

- ① 客演指揮者及びソリスト等の送迎
- ② 演奏会等に係る主催者または会場等との協議
- ③ 楽団の広報活動
- ④ 演奏会等の会場への移動（役員会で支給することとした場合に限る。）
- ⑤ その他役員会において車賃を支給することが適当と認められた用務

3 車賃の額については、次のとおりとする。

区分	車賃の額
1の①	1キロメートルにつき25円とする。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
1の②	実費額とする。
1の③	実費額とする。
1の④	実費額とする。

4 1の①については、「倉敷管弦楽団の経費について（第1次改訂版）」第1に定める請求書により精算する。

5 1の②、1の③及び1の④については、領収書（1の②については、高速道路会社がウェブサイトを通じて発行する利用明細及び利用証明書を含む。）により精算する。ただし、領収書による精算を行いたくない場合には「倉敷管弦楽団の経費について（第1次改訂版）」第1に定める請求書により精算する。

6 上記の他、車賃について疑義が生じた場合は、役員会で協議の上対応する。